

児童手当制度をご存じですか？

児童手当・特例給付は、小学校6年生までの児童を養育し、所得の限度額を超過していない方に支給されます。現在、所得制限により受給できない方でも、6月分からの児童手当は、平成20年中の所得や扶養人数で判定を受けるため、所得額及び扶養人数、または加入年金の変更などにより受給できる場合があります。

児童手当認定請求は随時受け付けていますが、6月分からの手当を受給するためには、5月末日までに申請が必要です。所得の限度額を超過していない方は、お早目に申請してください。（公務員の方は勤務先へ）

認定請求に
必要なもの

- 印鑑
- 請求者（保護者）の通帳等振込先がわかるもの（ゆうちょ銀行以外）
- 請求者の健康保険被保険者証（請求者が厚生年金・共済年金加入の場合）
- 父母の平成21年度児童手当用所得証明書（平成21年1月1日時点で利府町に住民登録をしていない場合）

（参考）所得制限限度額表

単位：万円

扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684

※所得には一定の控除があります。

※手当を受給している方は、認定請求の申請は不要です。

乳幼児医療費助成の所得制限限度額が引き上げになります

平成21年10月診療分から、乳幼児医療費助成の所得制限限度額が変更になります。

助成対象年齢は、0歳から小学校就学前までになっていますので、現在、未申請の方は、9月末日までに登録申請が必要です。

生活環境課 町民窓口班 ☎ (767) 2118

（参考）所得制限限度額表

単位：万円

扶養親族等の数	変更前	変更後 (平成21年10月～)
0人	340.1	532
1人	378.1	570
2人	416.1	608
3人	454.1	646
4人	492.1	684
5人	530.1	722

※所得には一定の控除があります。

各種検診受検申込兼高齢者インフルエンザ 予防接種申込書の提出について

各種検診受検申込兼高齢者インフルエンザ予防接種申込書を4月中旬に送付しています。また、4月17日(金)以降に転入された方は、転入届を出した際に、役場町民窓口班で申込書を配布していますので申し込みの有無にかかわらず、5月7日(木)までに各行政区(町内会)の班長に届けてください。

※班長が分からない場合は、5月7日(木)までに町保健福

祉センター、または利府町役場1階の総合案内に提出してください。

なお、申し込みされた方については、各検診の一週間前までに受診票等を郵送します。提出期日に遅れた方は、保健福祉課健康づくり班までお問い合わせください。

保健福祉課 健康づくり班 ☎ (356) 1334

新しい人権擁護委員が 決まりました

新しい人権擁護委員が法務大臣から委嘱されました。人権擁護委員は、人権に関する相談を受けたり、幼稚園や小中学校で人権教室を開いて、命の尊さや思いやりの心の大切さについて、理解を深めてもらうために活動しています。

相談は無料で、相談されたことは一切秘密に扱われますので、安心してご相談ください。

なお、人権擁護委員の連絡先等については、福祉班までお問い合わせください。



堀越 眞理子さん

あなたの相談相手 民生委員児童委員は いつもそばにいます

5月12日(火)～5月18日(月)
民生委員児童委員活動強化週間

民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に担当区域の実態把握に努め、みなさんの心配ごとを解決するお手伝いをします。

何かに悩んでいるときは、ぜひ民生委員児童委員にご相談ください。

保健福祉課 福祉班 ☎ (356) 1334